一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
有限会社金山化成	岐阜県下呂市金山町菅田桐洞百三十二番地の六	農林業用育苗容器製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十五年四月二十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社エルムコーポレーション	三重県員弁郡東員町大字六把野新田字新起二千三百六十三番地	機械加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十五年四月二十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
三ッ星靴下株式会社	奈良県香芝市別所四十四番地	靴下製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十五年五月二十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社レイバン	東京都八王子市宮下町六十四番地の五	スポーツウェア製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月二十七日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
大黒絲業株式会社	京都府京都市中京区西ノ京月輪町八番地	製糸

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十二月二十七日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
有限会社オ・エム・エヌ	愛媛県八幡浜市保内町喜木二番耕地八番地二	縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十二月二十七日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社アスメックス	岐阜県岐阜市萱場東町七丁目二番地	紳士服・婦人服の縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年一月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子